

令和6年（行ウ）第102号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原告 梶谷風音ほか4名

被告 国

第4準備書面

令和7年10月14日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人

小西俊輔

鬼頭忠広

鈴木吉憲

藤牧高浩

石丸文至

稲田征之

小森園ひとみ

植田彰彦

富田圭祐

三宅温子

大泉和渡

角 川 貴 音

藤 本 新 羽

植 木 知 伽 子

松 澤 拓 也

被告は、本準備書面において、原告らの令和7（2025）年9月2日付け準備書面(7)（以下「原告ら準備書面(7)」という。）に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面にて新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 原告らの主張等

原告らは、①被告が、「被告は、本件地位確認の訴えについて請求棄却を求めている（答弁書4頁）」（原告ら準備書面(7)・2ページ）ことを前提に、「被告が本件地位確認の訴えの棄却を求めているのは、原告■■■■ら（引用者注：原告■■■■ら4名）の不妊手術が「この法律の規定による場合」に当たらず、かつ、「故なく」に該当するという立場によるものであるという整理」をし、「仮に、被告が、母体保護法の下における原告■■■■ら（引用者注：原告■■■■ら4名）の不妊手術の可否及びその理由についての上記整理（中略）と異なる主張をするのであれば、被告の立場を明確にされたい。」と述べる（同・3ページ）。

また、原告らは、②上記①の「整理」を前提として、「被告は、本件地位確認の訴えについて請求棄却を求めている（答弁書4頁）。もし、被告が原告■■■■ら（引用者注：原告■■■■ら4名）の不妊手術に「相当な理由」があると考えているのであれば、原告■■■■ら（引用者注：原告■■■■ら4名）の地位に争いはないはずであるから、被告の認否を前提とすれば、被告自身が、原告■■■■らの不妊手術について「故なく」実施されるものと考えていることは明らかである。」「そうすると、原告■■■■らが不妊手術を受けられない理由は、法3条の本件各要件を満たさないことに尽きる。そうである以上、本件各要件の憲法適合性について審理判断される必要がある。」と主張する（同・2ページ）。

第2 被告の反論

1 前記第1の1①に係る原告らの主張等について

そもそも被告は、本件地位確認の訴えについて、明確に訴えの却下を求めて

いる（答弁書・4ページ）。そうすると、「被告が本件地位確認の訴えの棄却を求めている（中略）」ことを前提とした原告らの主張整理は、その前提に明らかな誤りがあり、その誤った主張整理に基づき被告の立場を明確にするよう求める前記第1の①に係る原告らの主張は、およそ失当である。

また、原告らが、「被告（中略）は、原告■■■■ら（引用者注：原告■■■■ら4名）の不妊手術が「この法律の規定による場合」に当たらず、かつ、「故なく」に該当するという立場によるものであるという整理」をしたとする部分に限ってみても、被告が上記の「整理」にある主張をしたことはないから、誤りである。そもそも原告■■■■ら4名に対する「不妊手術」が「故なく」実施される場合に該当するか否かは、当該「不妊手術」の実施時における個別具体的な事情を総合して判断されるべきものであり、原告■■■■ら4名に対する「不妊手術」が未だ実施されていない現時点において、将来これらが実施された時点で「故なく」実施される場合に当たるか否かについての確定的な判断はできない。

したがって、前記第1の①に係る原告らの主張等は明らかに理由がない。

2 前記第1の②に係る原告らの主張について

前記第1の②の主張に係る原告らの主張は、その前提とする同①に係る「整理」自体が誤っているから、被告の主張を正解しないものである（前記1）。

しかも、被告第3準備書面（14ないし17ページ）で述べたとおり、母体保護法3条は、正当業務行為として傷害罪が成立せずに適法に不妊手術を実施できる場合の一類型を注意的に明示したにとどまり、同条に該当しない医師による生殖不能目的の手術等について、違法性が阻却される余地を否定するものではないから、同条によって「不妊手術」を受ける権利が制限されているとか、同条に規定された要件を満たさない限り「不妊手術」を受けることができないという原告らの指摘は誤りである。そうすると、「原告■■■■らが不妊手術を受けられない理由は、法3条の本件各要件を満たさないことに尽きる。そうである以上、本件各要件の憲法適合性の審理・判断される必要がある」とする上記②

の原告らの主張は、その前提に誤りがあるから、当然理由がないことになる。

仮に、原告■■■■ら4名に対する「不妊手術」の実施を制限することが許されるかどうかの問題になることがあるとすれば、当該「不妊手術」が「故なく」実施されたものではないにもかかわらず、「故なく」実施されたものとして制限したことが許されるかどうかの問題となる時に限られる。その場合の論点は、結局、当該「不妊手術」がその実施時における個別具体的な事情を総合して「故なく」実施されたといえるか否かという点に収れんするというべきであって、正当業務行為として傷害罪が成立せずに適法に不妊手術を実施できる場合の一類型を注意的に明示したにすぎない母体保護法3条の憲法適合性を問題とする余地がないことは明らかである。

したがって、前記第1の②に係る原告らの主張は明らかに理由がない。

以 上